

(その1)

収支報告書

(令和 7 年分)

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
政党の支部	政党
✓ その他の政治団体 (後援会等)	政治資金団体
その他の政治団体の支部	政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

(ふりがな)

(なかのともあきこうえんかい)

1	政治団体の名称	中野智彰後援会
2	主たる事務所の所在地	千葉県松戸市大橋814-1
3	代表者の氏名	中野智彰
4	会計責任者の氏名	中野智彰

活動区域の区分	
2以上の都道府県の区域等	
✓ 同一の都道府県の区域内	

問合せ先	中野智彰
(担当者)	
(電話)	

資金管理団体の指定の有無	
✓ 無	
有	※以下は指定「有」の場合のみ記入

国会議員関係政治団体の区分	
✓ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	
政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	
✓ 政治資金規正法第19条の7第1項 第3号に係る国会議員関係政治団体	
政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定によ 国会議員関係政治団体とみなされる政治団体	

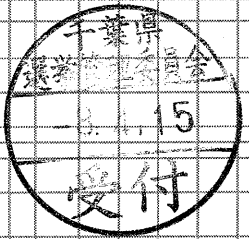
公職の種類 (現職 ・ 候補者等)

公職の候補者の氏名	中野智彰
公職の種類	参議院議員 (候補者等)

資金管理団体の届出を
した者の氏名

(※1) 資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

(※2) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 7 年 5 月 27 日 から	
令和 7 年 12 月 31 日 まで	



※1 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消し
をした場合のみ記入すること。

※2 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した
場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

502060

定内郵資国全額N
解後認NN県N過

F1	F2	F3	F4	F5	F6
Y	Y	Y	Y	Y	Y

収支の状況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収入総額 (①+②)				0
① (前年からの繰越額)				0
② (本年の収入額= $A + B + C + D + E + F + G$)				0
(2) 支出総額 (表(その13-1)の合計額)				0
(3) 翌年への繰越額 ((1)-(2))				0

2 収入項目別金額の内訳

*収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金額 A				
員数				人

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附 〔うち特定寄附〕					内訳を表(その7-1)へ記載すること。
(イ) 法人その他の団体からの寄附					
(ウ) 政治団体からの寄附					内訳を表(その7-3)へ記載すること。 (ア)~(ウ)の小計を記載すること。
小 計 (ア)+(イ)+(ウ) 〔寄附のうち寄附のあつせんによるもの〕					
イ 政党匿名寄附					内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)					

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土地		✓	
イ 建物		✓	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		✓	
エ 取得の価額が100万円を超える動産		✓	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)		✓	
カ 金銭信託		✓	
キ 有価証券		✓	
ク 出資による権利		✓	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		✓	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		✓	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		✓	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		✓	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

領収書等の写し

監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)

✓ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

確認書 (国会議員関係政治団体に限る。) ※

※令和8年分以降の収支報告書から添付すること。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 4 月 9 日

政治団体の名称

中野智彰後援会

会計責任者の氏名

中野智彰

(印)

(以下は解散届提出時のみ記入)

(代表者の氏名

中野智彰

(印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和8年4月9日

中野智彰後援会

代表 中野 智彰 殿

登録政治資金監査人

登録番号 第464号

板谷祥弘



研修了年月日 平成20年10月10日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、中野智彰後援会の令和7年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、中野智彰後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計書類が保存されていた。なお政治資金監査の対象期間においては、中野智彰後援会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
 - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
 - (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出計上されていない状況が表示されていた。
 - (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支

出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

中野智彰後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上